## 三島市森林整備計画書

計画期間

É	Ē	令和	3 年4月	1日	
E		令和	13 年3月3	81日	

(変更 令和5年3月31日)

静岡県

三島市

はじめに

三島市森林整備計画(以下、「本計画」という。)は、森林法(以下 「法」という。)第10条の5の規定により、本市内の森林を適切に整備し ていくことを目的として、本市における森林・林業関連施策の方向を示す とともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めたもので す。森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして市 長等が認定します。

本計画の対象となる森林は、県が定める富士地域森林計画の対象森林で す。本計画の期間中に、富士地域森林計画が変更され、地域森林計画の対 象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたもの とみなします。その際、新たに計画の対象に加わった森林は、周辺の森林 と同様の計画内容が適用されます。

なお、本計画は令和5年4月1日から効力を生じます。

## <目 次>

Ι		伐採、	造林、	間伐、	保育	その	他森相	木の整備に	こ関す	る基本的な	事項	$\cdots 1$
第	1	森林	、整備の	現状と	課題							$\cdots 1$
	1	市の	)特色									
	2	市の	概況									
	3	三島	市森林	整備計	画の	役割						
	4	森林	資源の	概況								
	5	市民	協働の	森林づ	くり							
	6	木材	を利用	した建	築							
	7	森林	「所有者	の考え	方							
	8	今後	の重点	的な取	組							
第	2	森林	、整備の	基本的	方針							8
	1	森林	の機能	と望ま	しい	姿						
	2	森林	、整備の	基本的	な考	え方						
	3	地域	の目指	すべき	森林	の姿	と森林	木の区域記	殳定			
	4	その	他必要	な事項								
第	3	森林	、施業の	合理化	に関	する	基本フ	方針				$\cdots 22$
	1	森林	の経営	の受委	託等	によ	る森林	木の施業ス	又は経常	営の促進		
	2	森林	、施業の	共同化	の促	進						
	3	林業	に従事	する者	の養	成及	び育尿	戈・確保				
Π		森林整	備の方	法に関	する	事項						$\cdots 23$
第	1	伐採	に関す	る事項	•							$\cdots 23$
	1	伐採	の方法									
	2	標準	<b> </b> 伐期齢									
	3	その	他必要	な事項								
第	2	造林	に関す	る事項	•							···26
	1	人工	造林に	関する	事項							
	2	天然	「更新に	関する	事項							
	3	植栽	によら	なけれ	ば適	確な	更新な	が困難な系	森林に	関する事項		
	4	森林	、法第10	0 条の	9第4	項0	D伐採	の中止又	は造林	の命令の基	专進	
第	3	保育	・間伐	に関す	る事	項						34
	1	保育	の作業	種別の	標準	的な	方法					
	2							とび標準的		戈の方法		
	3	計画	i期間内	に間伐	を実	施す	る必要	要がある系	条林			
第	4	作業	路網そ	の他森	林の	整備	のため	りに必要な	な施設の	の整備に関	する事項	37

1 作業路網の整備に関する事項

	2	その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
第	5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	··· 41
	1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
	2	森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方針	
	3	森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
	4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
第	6	森林施業の共同化の促進に関する事項	$\cdots 42$
	1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
	2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
	3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
第	7	その他森林整備に関する必要な事項	43
	1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
	2	林業機械の導入の促進に関する事項	
	3	林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項	
Ш		森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項	45
第	1	森林の病害虫の駆除又は予防の方法等	45
	1	森林病害虫の駆除並びに予防の方針及び方法	
	2	森林病害虫の駆除及び予防の体制作りの方針	
第	2	鳥獣による森林被害対策の方法	45
	1	鳥獣害防止森林区域の設定	
	2	鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法	
	3	その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法	
	4	鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等	
第	3	林野火災の予防の方法	$\cdots 47$
第	4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	$\cdots 47$
第	5	その他必要な事項	$\cdots 47$
	1	病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	
IV		森林の保健機能の増進に関する事項	$\cdots 47$
第	1	保健機能森林の区域	$\cdots 47$
第	2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、	
		伐採その他の施業の方法	$\cdots 47$
第	3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	$\cdots 47$
	1	森林保健施設の整備	

2 立木の期待平均樹高

V	その他森林の整備のために必要な事項	$\cdots 48$
第1	森林経営計画の作成に関する事項	
1	森林経営計画の記載内容に関する事項	
2	一体整備相当区域	
第 2	生活環境の整備に関する事項	$\cdots 48$
第 3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	$\cdots 49$
第4	森林の総合利用の推進に関する事項	$\cdots 49$
第 5	住民参加による森林の整備に関する事項	$\cdots 49$
1	地域住民参加による取組	
2	上下流連携による取組	
3	その他	
第 6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	50
第 7	その他必要な事項	50
1	施業の制限を受けている森林に関する事項	
2	森林の土地の保全に関して留意すべき事項	
3	土地の形質の変更にあたり留意すべき事項	
4	公有林の整備に関する事項	
5	森林教育に関する事項	
6	放置竹林対策に関するする事項	
7	森林経営計画作成の推進に関するする事項	